

カイロプラクティック等にかかわる費用補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
施術者	治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。

第2条（傷害治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に傷害治療費用補償特約が付帯されている場合であって、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による治療を要したときは、被保険者がその治療のため現実に支出した同特約第2条（保険金を支払う場合）⁽¹⁾の金額について、同条⁽¹⁾の傷害治療費用保険金を支払いません。

第3条（疾病治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合であって、被保険者が同特約第2条（保険金を支払う場合）⁽¹⁾のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による治療を要したときは、被保険者がその治療のため現実に支出した同条⁽²⁾の金額について、同条⁽¹⁾の疾病治療費用保険金を支払いません。

第4条（治療・救済費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に治療・救済費用補償特約が付帯されている場合であって、被保険者が同特約第2条（保険金を支払う場合）⁽¹⁾の表の①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による治療を要したときは、被保険者がその治療のため現実に支出した同特約第3条（費用の範囲）⁽¹⁾の表の①から③までの金額について、同特約第2条⁽¹⁾の治療・救済費用保険金を支払いません。